

# 第4章

## 計画の推進

---

- ① 計画の推進体制
- ② 計画推進のための取り組み

## 第4章 計画の推進

男女共同参画社会の実現をめざし、計画に盛り込まれた施策等を総合的かつ計画的に進めていくため、行政とともに、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たし、一体となって事業を展開することで、推進体制等の整備・強化を図ります。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 函館市男女共同参画審議会

市民や事業者、学識経験者、関係団体の代表などで構成している函館市男女共同参画審議会において、各種施策についての総合的な観点に立った意見をいただくなど、審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

#### (2) 男女共同参画の拠点施設の機能充実

男女共同参画の拠点施設である「函館市女性センター」は、女性の福祉の増進や教養の向上、さらには男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として、女性が政治的、経済的、社会的に自己決定力を身に付けて、力を持った存在となるエンパワーメント<sup>(注)</sup>や男性の生活面での自立支援、意識啓発のための各種講座の開催や相談業務などを実施するほか、施設名称の変更や類似施設との統合・移転について検討するなど、施設の機能充実を図ります。

注) エンパワーメント／「力をつけること」。女性が、自己決定力を身につけて、政治的、経済的、社会的に力を持った存在となること。

#### (3) 庁内推進体制

##### ① 函館市男女共同参画庁内推進会議

計画に基づく各種施策の総合的な推進のため、「男女共同参画庁内推進会議」が中心となり、庁内関係部局の一体的な取り組みに努めます。

##### ② 市職員への男女共同参画に関する研修の充実

本市が男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めるためには、市職員一人ひとりが男女共同参画に関して敏感な視点を持つことが必要です。このため、より多くの市職員に研修の機会を設けるとともに、情報提供に努めます。

#### (4) 市民団体，事業者との連携

男女共同参画の推進に関する活動を行う市民団体やグループを支援・育成し，連携を図ります。また，男女共同参画の推進には事業者が担う役割が大きいことから，事業者に対する情報提供等により，事業者との連携に努めます。

#### (5) 国，北海道への要望

計画を推進するにあたり，他の自治体との交流や情報交換などにより，効果的な施策の推進に努めます。また，本市だけで実現の難しい問題については，市長会等を通じて，国や北海道に対して要望し，その実現のための働きかけを行っていきます。

## 2 計画推進のための取り組み

#### (1) 市民・事業者意識調査の実施

市民や事業者の男女共同参画に関する意識や実態を把握し，時系列的に比較・検証するため，男女共同参画に関する市民・事業者意識調査等を継続的に行います。

#### (2) 計画に基づく施策の進捗状況の公表

計画の施策の進捗状況を明らかにする年次報告書を作成し，市民に公表します。

#### (3) 市の施策等にかかわる苦情への対応

市の施策等において，男女共同参画の観点から苦情がある場合や，性差別などの人権侵害に係る相談について，弁護士などの苦情処理委員により，適切に問題の解決に対応します。